

補償を
プラス!

一筆半損特約について

各加入方式は、組合員ごとに減収量を算出しますので、局地的な被害を受けても共済金の支払い対象にならない場合があります。

一筆半損特約を付けることで、**被害耕地ごとに5割以上**の減収が認められる場合に、共済金(被害耕地の基準収穫量の**2割相当**(最高補償割合の場合))をお支払いすることが可能になりますので、**一筆半損特約を付加していただくことをおすすめします。**

※全ての加入方式に一筆全損特例を標準で付加しており、被害耕地ごとに収穫が全く見込めない場合に、共済金(被害耕地の基準収穫量の7割相当(最高補償割合の場合))をお支払いします。

10a当たり掛金賦課金例

引受方式	補償割合	組合員等負担共済掛金賦課金	
		一筆半損特約なし	一筆半損特約あり
品質方式	9割	502円	515円
全相殺方式	9割	478円	488円
半相殺方式	8割	292円	318円
地域インデックス方式	9割	210円	301円

※上記は令和5年産適用料率を基に試算した金額です。

※危険段階別共済掛金率を導入しており、実際には共済金の支払状況に応じて、組合員ごとに掛金率が異なります。被害の少ない方は掛金率が下がる仕組みになっています。

※地域インデックス方式は市町村ごとに料率が異なります。上記は新潟市の例です。

共済金支払い実績(新潟県)

猛暑による高温、水不足や台風による風水害、イノシシによる被害が増加しています。水稲共済に加入し、万々に備えましょう。

年産	支払戸数	被害面積	支払共済金	主な被害名
令和2年	1,304戸	1,665ha	1億9,843万円	獣害、異常高温
令和3年	1,303戸	2,542ha	2億2,974万円	日照不足、風水害
令和4年	724戸	1,389ha	1億3,969万円	日照不足、風水害

詳しくは、最寄りのNOSAIまでお気軽にお問合せ下さい。

新潟の農業に「備え」の種を届けます。

予期せぬ
災害の
助け合い

備えを植え、
不安を刈る。

備えあれば憂いなし。
様々なリスクから農家を守ります。

令和6年産 水稲共済のご案内

近年、想定を超える台風や豪雨、猛暑などの自然災害やイノシシ等の獣害が多発しています。

予期せぬ災害に備えて、水稲共済に加入しましょう!

水稲共済は、公的な保険制度であり、より安い掛金でより多くの方からご加入いただけるよう、

掛金の半分を国が負担しています。

補償割合が最高9割と高く、出荷資料等の客観的資料により損害評価を行う、

「品質方式」、「全相殺方式」の加入をおすすめします!

対象となる災害について



その他

- 虫害 ● 鳥害
- 冷害 ● ひょう害
- 火災 ● 地震
- 噴火 ● 地すべり
- その他気象上の原因による災害

選べる4つの加入方式について

水稻共済は4つの加入方式から選択していただけます。
また、各加入方式にプラスして「一筆半損特約」を付加することができます。

加入方式	補償割合	各方式の特徴	加入要件
1 品質方式	9~7割	補償割合が最高9割と高く、品質低下も補償	有 おすすめ!
2 全相殺方式	9~7割	補償割合が最高9割と高い	有 おすすめ!
3 半相殺方式	8~6割	現地調査により収穫量を把握	無
4 地域インデックス方式	9~7割	統計資料により収穫量を把握	無

補償をプラス! 一筆半損特約 さらに手厚い補償が必要な方へ。 ※詳しくは裏面を参照してください。

1 品質方式 (9割補償の場合)

加入要件:有

補償内容 組合員ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ生産金額が基準生産金額の9割を下回った場合に、共済金をお支払いする方式です。

損害評価方法 見回りによる現地調査と出荷資料(又は青色申告書)を基に損害評価を行いますので、おおむね全量をJA等の出荷業者に出荷している方、又は青色申告書で収穫量及び品質を適正に確認できる方のみ加入できます。

収穫量

組合員の全耕地

+

品質低下

- 青未熟粒
- 乳白粒
- 着色粒等

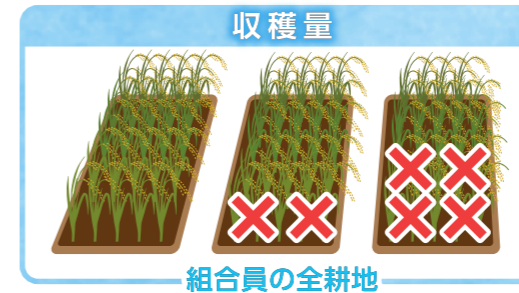
出荷資料(又は青色申告書)を基に、組合員ごとの収穫量及び品質を把握し、減収量及び生産金額の減少額を算定します。

2 全相殺方式 (9割補償の場合)

加入要件:有

補償内容 組合員ごとに、基準収穫量の1割を超える減収が発生した場合に、共済金をお支払いする方式で、最高9割まで補償されます。

損害評価方法 見回りによる現地調査と資料(乾燥調製施設の計量結果又は青色・白色申告書)を基に損害評価を行いますので、全量をカントリーエレベータ等の乾燥調製施設に搬入している方、又は青色・白色申告書で収穫量を適正に確認できる方のみ加入できます。



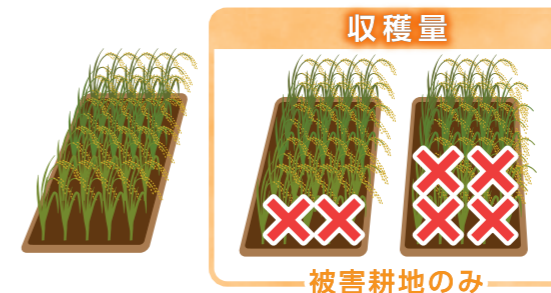
資料(乾燥調製施設の計量結果又は青色・白色申告書)を基に、組合員ごとの収穫量を把握し、減収量を算定します。

3 半相殺方式 (8割補償の場合)

加入要件:無

補償内容 組合員ごとに、被害耕地の減収量の合計が、その組合員の総基準収穫量(耕地ごとの基準収穫量の合計)の1.5割を超える場合に、共済金をお支払いする方式で、最高8割まで補償されます。

損害評価方法 被害耕地の一定数を抽出し、現地調査により損害評価を行います。被害申告の際に見込単収を申告していただき、現地調査の結果を基に見込単収を修正し、収穫量を決定します。



見込単収と現地調査を基に、被害を受けた耕地の減収量を把握し、組合員ごとの減収量を算定します。

4 地域インデックス方式 (9割補償の場合)

加入要件:無

補償内容 国が公表する市町村別の統計単収が、過去の統計単収を基に設定した基準収穫量の9割を下回った場合に、共済金をお支払いする方式です。

損害評価方法 ただし、市町村ごとの統計データを用いるため、地域全体が減収しないと共済金の支払い対象になりませんので、ご注意ください。

収入保険 青色申告をされている方は、あらゆるリスクに対応できる「収入保険」をおすすめします。収入保険は、自然災害だけでなく価格低下やケガ・病気による収穫不能等、農家の経営努力では避けられない収入減少を補償します。